

## フィリピン知的財産権庁の特許 審査体制



E.B. Astudillo & Associates

(フィリピン特許法律事務所)

Mr. Enrico B.  
Astudillo  
創業者  
代表弁護士

Ms. Asteria  
I. Mercado  
特許部門長

E.B. Astudillo & Associates は、1984年7月1日に設立され、フィリピンにおける特許、商標、著作権等の知的財産権の権利行使に関する専門知識を有する法律事務所として知られている。Astudillo氏は、代表弁護士であり、商標出願手続きや知的財産権訴訟を統括している。Mercado氏は、特許部門の部長であり、1990年に入所する前は、フィリピン知的財産権庁の特許部門の化学技術審査部門の部門主任審査官であった。Mercado氏は特許性判断、特許無効化手続き、権利行使、侵害訴訟などにおいて高い専門知識を有している。

### 1. フィリピン知的財産権庁の地位

フィリピン知的財産権庁（IPOP HL）は、貿易産業省の管轄下にある政府機関である。共和国法第8293号（1998）、別称フィリピン知的財産法（IP法）に基づき、フィリピン知的財産権庁が創設された。フィリピン知的財産権庁は、知的財産権に関する国家政策を管理および実施する権限を与えられている。

### 2. フィリピン知的財産権庁の職務

フィリピン知的財産権庁の職務には、以下が含まれる。

- ・ 発明に係る出願を審査し特許証を付与すること、および、実用新案および工業意匠を登録すること。
- ・ 標章、地理的表示および集積回路の登録出願を審査すること。
- ・ 技術移転取決めを登録すること、自発的ライセンスに基づく技術移転の対価支払いに関する紛争を解決すること、および、技術移転の奨励および促進に向けた戦略を企画実施すること。
- ・ 技術開発のツールとして特許情報の使用を奨励すること。
- ・ 特許、標章、実用新案および工業意匠の付与および許可、ならびに技術移転取決めの登録について、定期的に公報により公表すること。

- ・ 知的財産権に影響を及ぼす行政手続について裁定すること。
- ・ 国内の知的財産権の保護強化に向けた政策の立案および実施のために、他の政府機関および民間セクターの活動を調整すること。

### 3. フィリピン知的財産権庁の部局

フィリピン知的財産権庁には、7つの部局が存在する。

- ・ 特許局
- ・ 商標局
- ・ 法務局
- ・ 著作権・著作隣接権局
- ・ 資料・情報・技術移転局
- ・ 管理情報システム局
- ・ 財務・管理・総務サービス局

#### 3.1 特許局

特許局を統括するのは局長であり、副局長が補佐する。特許局の職員は合計128名であり、そのうち105名が特許審査官である。特許局は2017年10月5日に、第57回WIPO加盟国総会および第49回PCT同盟総会において、特許協力条約(PCT)に基づく23番目の国際調査機関および国際予備審査機関に正式に指定された。これは、ASEAN地域でシンガポールに次いで2番目である。

特許局は、特許出願の調査および審査、特許の付与ならびに実用新案、工業意匠および集積回路の登録を行う。

#### 3.2 特許審査

特許出願は、先願主義に従い審査される(フィリピン知的財産法第29条)。最先の出願日を有する出願人が、反証されない限り、当該特許権の所有者と推定される。

フィリピンにおける特許出願の審査は、審査官のチームにより行われる。このチームには、部門主任、部門副主任および予備審査官が含まれる。特許出願は、バイオテクノロジー、機械工学、化学技術などの技術分野によって、部門主任により割り当てられる。以下の9つの部門に特許出願が振り分けられる。

- ・ 特許サービス部門（PCT 部門）
- ・ 工業意匠・集積回路審査部門
- ・ 土木・一般工学審査部門
- ・ 実用新案審査部門
- ・ 化学技術審査部門
- ・ 化学審査部門
- ・ 機械工学審査部門
- ・ 電気・電子工学審査部門
- ・ 医学・バイオテクノロジー審査部門

### 3.3 特許出願の実体審査

特許出願の実体審査は、出願された順番に行われる。ただし、出願人が実体審査請求を提出しなければ、実体審査は開始されない。PCT 出願の場合、実体審査請求は、フィリピンへの国内段階移行時または国内段階移行日から6か月以内に行う必要がある。一方、非 PCT 出願の実体審査請求は、フィリピン知的財産権庁の公報における出願公開日から6か月以内が提出期限である。非 PCT 出願は、出願日または優先日から18か月でフィリピン知的財産権庁の公報により公開される。

出願の実体的事項は、先行技術にを参照して発明の特徴を評価することにより判断される。特許出願が特許となるためには、3つの法定特許要件、すなわち、新規性、進歩性および産業上の利用可能性を満たす必要がある。

## 4. 実体審査の促進

フィリピンにおける実体審査は、認可あるいは特許付与された対応外国出願のクレームに合わせて特許出願のクレームを補正することにより促進することができる。

また、フィリピンで実体審査を促進するためには、様々な国との間での特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムおよび ASEAN 特許審査協力（ASPEC）プログラムが利用できる。

#### 4.1 特許審査ハイウェイ（PPH）プログラム

PPH プログラムに基づく早期審査請求は、日本国特許庁-フィリピン知的財産権庁、韓国特許庁-フィリピン知的財産権庁、米国特許商標庁-フィリピン知的財産権庁または欧州特許庁-フィリピン知的財産権庁の PPH プログラムを通して提出できる。

#### 4.2 ASPEC プログラム

ASPEC プログラムは、ASEAN 加盟国のうちブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナムの9カ国の IP 官庁の間における、広域特許ワークシェアリングプログラムである。

### 5. 特許期間

フィリピン知的財産権庁は、実体審査を経た出願に認可通知を発行する。方式要件が満たされ、特許の公告料および発行料が支払われた後、特許が付与される。

PCT 出願の特許期間は、国際出願日から 20 年である。非 PCT 出願の場合、特許期間はフィリピンにおける出願日から 20 年である。フィリピンでは、20 年の特許期間に対する延長は認められない。フィリピン知的財産法は、特許の対象分野または産業（例えば、医薬品）に関係なく、特許期間の延長を定めていない。

### ■ 参考情報

- ・ フィリピン知的財産法
- ・ 実体審査手続便覧

(編集協力：日本技術貿易株式会社)